

委託業務処理要領（案）

前庭管理業務は、契約書の条項によるほか、この要領の定めるところに従い処理すること。

第1 業務場所

北海道網走市北7条西3丁目 北海道オホーツク合同庁舎敷地内（別図のとおり）

第2 業務の内容及びその時期

業務内容	5月	6月	7月	8月	9月	11月
雪吊り撤去	○					
芝生刈込	○	○	○	○	○	
芝生施肥	○					
芝生除草剤散布	○					
花壇施肥		○				
花壇除草		○		○		
樹木防除剤散布		○				
庁舎犬走除草剤散布			○			
樹木剪定				○		
施肥・土壌改良				○		
樹木雪吊り						○

第3 業務実施にあたっての留意事項

- 1 利用者の安全に配慮し、利用上支障とならないよう適切な維持管理に努めるものとする。
- 2 関係法令や条例等を遵守し適正な維持管理に努めるものとする。
- 3 緊急事態への対応が迅速に行えるものとする。
- 4 作業の安全に配慮し、業務を行うものとする。

第4 その他

- 1 第2に関わらず、前庭の状況については常に把握し、各業務を最も適切な時期に実施するとともに、管理対象物に風倒、枯死、落下、施肥、及び防除等の特別な措置が必要とされる場合にあっては、速やかに業務担当員に報告すること。
- 2 刈芝等の撤去物については、受託者において処分すること。
- 3 作業終了後は、速やかに業務担当員へ作業報告書等（別紙様式）を提出すること。